

幼児教育における国の方針

①幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の同時改正（平成 29 年 3 月 31 日告示）

幼稚園教育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	保育所保育指針
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 幼稚園教育の基本</p> <p>第 2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」</p> <p>第 3 教育課程の役割と構成等</p> <p>第 4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価</p> <p>第 5 特別な配慮を必要とする幼児への指導</p> <p>第 6 幼稚園運営上の留意事項</p> <p>第 7 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動など</p> <p>第 2 章 ねらい及び内容</p> <p>健康 人間関係 環境 言葉 表現</p> <p>第 3 章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等</p> <p>1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本</p> <p>2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標</p> <p>3 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」</p> <p>第 2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等</p> <p>第 3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項</p> <p>第 2 章 ねらい及び内容並びに配慮事項</p> <p>第 1 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容</p> <p>第 2 満 1 歳以上満 3 歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容</p> <p>第 3 満 3 歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容</p> <p>健康 人間関係 環境 言葉 表現</p> <p>第 4 教育及び保育の実施に関する配慮事項</p> <p>第 3 章 健康及び安全</p> <p>第 4 章 子育ての支援</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>1 保育所保育に関する基本原則</p> <p>2 養護に関する基本的事項</p> <p>3 保育の計画及び評価</p> <p>4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項</p> <p>(1) 育みたい資質・能力</p> <p>(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿</p> <p>第 2 章 保育の内容</p> <p>1 乳児保育に関わるねらい及び内容</p> <p>2 1 歳以上 3 歳未満児の保育に関わるねらい及び内容</p> <p>3 3 歳以上児の保育に関するねらい及び内容</p> <p>健康 人間関係 環境 言葉 表現</p> <p>4 保育の実施に関して留意すべき事項</p> <p>第 3 章 健康及び安全</p> <p>第 4 章 子育て支援</p> <p>第 5 章 職員の資質向上</p>

幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿

・ 5 領域のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の就学までの具体的な姿であり、教育者が指導を行う際に考慮するものである。

